

大船渡地区環境衛生組合議会会議録

令和 8 年 2 月 10 日招集

第 1 回 定 例 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第1号

令和8年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月3日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 渕 上 清

記

1 期 日 令和8年2月10日（火）午後1時

2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和 8 年大船渡地区環境衛生組合議会

第 1 回 定 例 会 議 事 日 程 表

議事日程第 1 号

令和 8 年 2 月 10 日（火） 午後 1 時開議

日程第 1	会期の決定
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 1 号	令和 8 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて
日程第 4 議案第 2 号	令和 7 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて

出席議員（10名）

議 長	西風 雅史 君	副議長	佐々木信一 君
1 番	岡澤 駿 君	2 番	渡辺 徹 君
4 番	森 亨 君	5 番	金野 千津 君
6 番	船砥 英久 君	7 番	山本 和義 君
8 番	森 操 君	10 番	今野 善信 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	湊上 清 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	藤枝 修 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本 邦彦 君
事務局長		舞良 重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	新沼 優 君
住田町住民税務課長補佐	菊池 克洋 君 ※代理出席

事務局出席者

書 記	熊谷小百合 君
書 記	今野 浩一 君

○議長（西風雅史君） ただ今から、令和 8 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、10 名全員であります。

○議長（西風雅史君） ここで、議事日程に入る前に、諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から、「令和 7 年度定期監査結果」及び「令和 7 年度 11 月分」の一般会計並びに歳計外現金の例月現金出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（西風雅史君） それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の「議事日程第 1 号」により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（西風雅史君） 次に、日程第 1、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、規定により、議長から、10 番今野善信君、1 番岡澤駿君の両名を指名いたします。

次に、日程第 3、議案第 1 号「令和 8 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて」を議題といたします。管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（淵上清君） それでは、令和 8 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算の審議に先立ち、組合運営の基本方針を申し述べさせていただきますので、議員各位の御理解と御協力をあらためてお願い申し上げます。

わたしたちは豊かな自然と、地域社会の発展に支えられ、便利で快適な生活を実現してきましたが、一方で、大量生産・大量消費の仕組みは、廃棄物という形で環境への負荷を生み出してきました。世界に目を向けますと、プラスチックごみが国境を越えて海に流出し、海洋汚染や生態系の破壊を引き起こしています。また、ごみの不適切な処理は、温室効果ガスの排出につながり、地球温暖化を加速させる要因にもなっており、これらは経済成長と環境保護のバランスが問われる、現代社会共通の課題となっています。わたしたちには、環境負荷をできる限り抑え、次の世代に誇れる地域を引き継ぐ責務があるところであり、廃棄物の適正処理はもちろんのこと、再資源化による循環型社会の形成に向けた取組の重要性が増しているところでもあります。一般廃棄物処理の一翼を担う当組合におきましては、構成市町で

ある大船渡市及び住田町と連携を図り、岩手沿岸南部クリーンセンター等関係機関の協力をいただきながら、家庭等から排出されるごみの収集及び適正処理に鋭意取り組んでまいりました。この結果、当組合における昨年度の可燃ごみ及び不燃ごみの総排出量は、ピーク時の平成 15 年度と比較して、約 38 パーセント減少しております。ごみの取扱量は今後も減少傾向が続くと予測しておりますが、その要因には、管内人口の減少のほか、ごみの減量化・再資源化に対する企業努力、住民一人一人の意識の向上が挙げられるものと受け止めております。今後も、構成市町等との連携により、多様化する諸課題への的確な対応に努め、一層のごみの減量化や分別、リサイクル等の適正処理を推進し、廃棄物行政に取り組んでまいります。

こうした観点に立ちまして、令和 8 年度一般会計予算について申し上げます。ごみの収集・運搬業務につきましては、現在、地域のごみステーションからの収集等は、組合の直営と民間委託事業者により行っておりますが、令和 8 年度からは、このすべてを、民間委託事業者により実施いたします。組合が保有する人的・物的資源の効率的かつ効果的な活用につとめながら、引き続き安定した業務運営が行えるよう取り組んでまいります。中間処理業務につきましては、焼却処理を担う岩手沿岸南部クリーンセンターの積込中継基地としての役割を維持するとともに、周辺地域の生活環境に配慮しながら、計画的なごみの搬出が図られるよう取り組んでまいります。また、大船渡地区クリーンセンターに収集または直接搬入により受け入れたごみの分別とリサイクル処理を適切に行い、廃棄物の再資源化と最終処分量の低減に努めてまいります。最終処分業務につきましては、浸出水処理施設の適切な維持管理を行い、安全な水の放流を保持するとともに、焼却灰などの累積がすすんだ埋立地について、埋め立て容量を確保するため、堰堤築造工事を行うほか、埋立地内の適切な保守管理により、近隣地区の自然環境や生活環境に配慮しながら、岩手沿岸南部クリーンセンターで発生した溶融飛灰等の埋設処理を計画的に進めてまいります。そのほか、ごみの減量化及び再資源化を推進するため、家庭で不用となった蛍光灯、乾電池等の水銀使用廃製品及び小型家電製品の分別を促すとともに、清掃美化運動推進事業や集団資源回収事業の実施により資源循環型社会の構築に努めてまいります。また、組合が保有する施設等につきましては、全体的に老朽化が進んでおりますことから、引き続き予防保全を念頭に長寿命化による施設管理を推進してまいります。最後に、職員の安全管理等につきましては、収集、中間処理、最終処分の各業務において、従事者への注意喚起を促すとともに、施設設備の保守管理を徹底し、現場に必要な技術研修等の機会を確保するなど、職員の資質向上に努めてまいります。なお、詳しい内容につきましては、事務局長から説明させていただきますので、ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは、以上です。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、令和 8 年度 一般会計予算の 具体的な内容について、ご説明いたします。議案書の「議案第 1 号」をお開き願います。

議案第 1 号、令和 8 年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計予算を定めることについて。令和 8 年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第 292 条において準用する同法 第 211 条 第 1 項の規定により、議会の議決をお願い

いするものでございます。別冊の「令和8年度 大船渡地区環境衛生組合 予算書」により、説明させていただきます。予算書の1ページをお開き願います。「令和8年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計予算」。令和8年度 大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,098万1千円と定める。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入 歳出予算」による。地方債。第2条 地方自治法 第230条 第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。歳出予算の流用。第3条 地方自治法 第220条 第2項 ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る、予算額に過不足を生じた場合における、同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。お開き願います。

第1表 歳入 歳出 予算。歳入でございす。款、項、金額の順に申し上げます。1款 分担金及び負担金、1項 分担金、2億3,820万9千円。2款 使用料及び手数料、1項 手数料、2,022万円。3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、39万6千円。4款 繰越金、1項 繰越金、1千円。5款 諸収入、1項 組合預金利子、1千円。6款 組合債、1項 組合債、2,130万円。以上、歳入合計額を、2億8,098万1千円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出でございす。款、項、金額の順に申し上げます。1款 議会費、1項 議会費、35万1千円。2款 総務費、1項 総務管理費、3,283万3千円。2項 監査委員費、5万4千円。3款 衛生費、1項 清掃費、2億3,649万2千円。4款 公債費、1項 公債費、1,115万1千円。5款 予備費、1項 予備費10万円。以上、歳出合計額を、2億8,098万1千円とするものでございます。お開き願います。

第2表 地方債。起債の目的は、一般廃棄物処理事業でございす。具体的な内容といたしましては、最終処分場における堰堤築造工事であります。埋立量の累積により、土留用の堰堤築造が必要となったことから、約2,800万円規模の事業費を見込み、限度額を2,130万円として、堰堤築造のための土木工事を実施するものでございます。起債の方法以下については、ご覧のとおりでございます。

次に「予算に関する説明書」でございす。6ページをお開き願います。「歳入歳出予算事項別明細書」でございす。「1 総括」、先程の説明と重複する部分は、省略させていただきます。歳入及び歳出の本年度予算額について、前年度の予算額と比較いたしますと、4,240万6千円の増額となっております。主な要因といたしましては、先程の最終処分場における堰堤築造工事の費用以外に、現在、直営で実施しております可燃物と資源古紙の収集業務を令和8年度より業務委託する費用として2,490万7千円を計上しております。また、クリーンセンターの施設全体に係る電気設備の更新費用として462万5千円、さらに、派遣事務職員の人事異動による人件費の増額分といたしまして550万円を計上していることが大きく影響しているところでございます。

7ページをご覧ください。「2 歳入」でございす。款、項、目、本年度の順に、主なものを申し上げます。1款 分担金及び負担金、1項、1目 分担金 2億3,820万9千円。

内訳はご覧のとおりでございます。大船渡市及び住田町の分担金内訳につきましては、22 ページ以降、積算根拠等を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。続きまして、2 款 使用料及び手数料、1 項 手数料、1 目 衛生手数料 2,022 万円、廃棄物処理手数料でございます。一般家庭及び事業系のごみをクリーンセンターに直接搬入する際の手数料でございます。3 款 国庫支出金、1 項 国庫補助金、1 目 衛生費国庫補助金 39 万 6 千円。最終処分場における放射性物質測定費用に対する補助金でございます。

8 ページをお開き願います。5 款 諸収入、2 項、1 目 雑入 85 万 4 千円。再資源化等を目的に古紙類を収集した際の業者引渡し収入でございます。6 款、1 項 組合債、1 目 衛生債 2,130 万円。最終処分場の堰堤築造工事における起債でございます。

9 ページをご覧ください。「3 歳出」でございます。款、項、目、本年度の順に、主なものを申し上げます。2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費 3,283 万 3 千円。昨年度比較で 550 万円程の増額になっておりますが、これは、大船渡市からの派遣事務職員の人事異動による人件費の増大によるものです。

11 ページをお開き願います。3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 塵芥処理費、2 億 3,649 万 2 千円。技労職にかかる人件費などでございます。12 節 委託料ですが、主なものといたしまして、可燃物収集 7,873 万円、可燃ごみの収集運搬委託費用でございます。既存の委託費用のほか、令和 8 年度より新たに直営分を業務委託するための委託費用を計上しております。不燃物処理・粗大ごみ等広域運搬、1,752 万 8 千円、不燃ごみの収集のほか、粗大ごみ等の沿岸南部クリーンセンターへの運搬費用等にかかる委託費用でございます。

お開き願います。13 節 使用料及び賃借料、304 万 5 千円。クリーンセンター施設用地の賃借料等でございます。14 節 工事請負費、2,848 万 3 千円。最終処分場の堰堤築造工事に係る土木工事費でございます。

13 ページをご覧ください。4 款 1 項 公債費、1 目 元金、1,102 万 9 千円。令和 2 年度に実施しました煙突の解体除却、令和 4 年度に実施しました中間処理施設に係るダストドラムの大規模修繕及び令和 5 年度に購入しました塵芥収集車に伴う起債の償還等でございます。お開き願います。14 ページ「給与費明細書」以降の説明は省略させていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で、提出者の説明を終わります。次に、「議案第 1 号」について、質疑を許します。1 番、岡澤君。

○1 番（岡澤君） 1 番岡澤です。歳出、3 款 1 項 1 目の塵芥処理費について、確認も含めてお伺いさせていただきます。予算書の 11 ページになります。冒頭の運営方針にもありましたとおり、8 年度から完全に収集運搬業務を業務委託するということで、令和 7 年度当初予算に比べて、1 目の塵芥処理費の中の構成が変わってきているのかと思います。通常、直営から委託にする場合には、例えば費用が直営よりも委託の方が安価になるとか、そのような背景があるかと思うのですが、予算書を見る限りだと、1 目の塵芥処理費が昨年度の当初予算に比べて 3,700 万円余の増。3,700 万円余の増のうち、大きくは工事請負費の 2,800 万円が影響していると思われますが、それを勘案しても全体的に 1 目の中で 1,000 万円程の増額となっております。改めてこの 1 目につきまして、8 年度から収集運搬業務を完全委託することの狙いですとか、それによる当初予算への影響をどのように整理されているのかをお

伺いしたいと思います。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） ご指摘のとおり、委託料が総額で 1,400 万円程増額しております。繰り返しますが、その主なものは、可燃物収集の民間委託への切替費用ということであります。民間委託することによって、今まで直営に伴う補助員としてシルバー人材センターの方々を二人雇用しておりました。その方々の費用も無くなるということでもあります。委託の中の主なものとしたしましては、ペットボトル収集事業を令和 7 年度から実施していますが、初年度は債務負担行為の額がそのまま予算として計上されます。1 年目の費用というのは入札額で計上されますので、その差額の 700 万円程が減額ということになります。その他の 1,000 万円については、水質検査などの各委託契約に対する物価高による各業者の値上がりというのが主なところとなっております。以上でございます。

○議長（西風雅史君） 1 番、岡澤君。

○1 番（岡澤駿君） 詳細なご説明ありがとうございます。確かに先ほど直営から委託することによって、1 目の中の 2 節の給与、一般職員給が昨年度 8 人分で計上されていたところが、6 人分になっていて、それに応じて給料の予算額も昨年度から約 700 万円ほどの減ということになっているところかなと。ただ、やはり改めて詳しくお伺いして、直営費は減るけれども委託料は増えます。それも、前年比でとんとん位になれば、なるほどなあと、あるいは、より経費が抑えられるのであれば、そっちの方がいいよねということになると思うのですけれども、やはり目全体で見た場合に、まだ、委託にすることによって費用が、物価高も含めてかさまししているのではないかなという疑問が残っているところです。そこを踏まえて、どういう考え方で直営から委託に、完全委託に転換することにしたのか、その説明をしていただきつつ、この目の中で、先ほどご説明して頂きましたが、3 節の職員手当について、昨年の当初予算では 1,800 万円余に対して、今年度 2,500 万円余というふうに、職員手当が増額しているところが、この目全体での増額の大きな要因のひとつになっていると思いますので、そこも含めてご説明頂ければと思います。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まず直営の事業から業者委託することによって、事業費自体は削減が出来ます。しかし、他の事業、例えば先ほど説明させて頂きました最終処分場の堰堤築造工事等、前回は平成 25 年度に行っています。これは、埋立物が堆積してきますと、土留めを 2.5 メートルほど上げる土木工事ですけれども、その土木工事が 8 年度に限って 2,800 万円程度の事業費を見込んでいます。また直営の人件費を考えた場合、なぜ 8 年度から完全民間委託に踏み切ったかと言いますと、2 名の直営職員が 7 年度で退職いたします。そのため、人的面で直営で出来るマンパワーが無くなりましたので、そこが大きな民間委託への切替の要因であります。以上です。

○議長（西風雅史君） 1 番、岡澤君。

○1 番（岡澤駿君） 承知しました。経費面というよりも実際の、特にも人口も減って、街の仕事の担い手が減っているなかで、そういう事情があり、委託で何とかというのでも分かりましたし、反対に今後 8 年度以降、委託といえども、委託先の事業者さんも人を雇う取り組みにもなると思いますので、しっかりそこは請け負う事業者さんの過度な負担とならないような予算措置、そして執行というのが必要になってくるのかなと。ただ、先ほど、質問しましたけれども、3 節の職員手当の増について、そこだけお伺いして終わりたいと思います。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） 失礼しました。8年度は2名の直営職員が定年退職になる年度でして、それに係る退職手当特別負担金を800万円程度見込んでおります。その分の増額となります。

○議長（西風雅史君） 8番、森操君。

○8番（森操君） 8番森です。1点だけ。最終処分のことについて質問をさせていただきます。11ページ12ページと塵芥処理費の費用等、堰堤築造工事等費用が掛かっているんだと改めて確認したところなんですけれども、最終処分について、溶融灰の埋設処理をしているということですが。実はセメント工場のある技術者と色々話をしていた時にですね、最終処分の埋立てを現在やっているけれども、あれは最終的にはセメントの原料にもなるんだという話を聞いて、放射線の検査とか水質検査とか堰堤とか、そこまでして、手をかけて、なんで埋立てしているんだろうと、原点に戻って思ったしだいなんです。最終処分場の飛灰は、確認は必要なんですけれども、セメントのほうで引き取れるというですね、最終的にはセメントの方もそれを再生して、セメントの原料になるんだと言うようなことを聞きまして。いろいろ費用が掛かっているんだけれども、改めて、埋設を検討するにおいて、セメントに再生をお願いするとかの検討もあったと思うんですけれども、この辺りの埋設に至った経緯と費用面でですね、再度検討できないものかと言うところを質問させていただきます。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まず、飛灰がセメントの製品として処理できるのは事実でございます。ただし、当組合が契約をしているのは岩手沿岸南部クリーンセンターです。その中で始まった事業計画です。当管内から出た一般廃棄物を、岩手沿岸南部クリーンセンターで溶融処理をしていただく。その代わり、持ち込んだ廃棄物の約3パーセントから5パーセントが灰となって出ますけれども、これは各々持ち帰る言う取り決めです。その分を持ち帰り最終処分場で埋立処理をしているということでございます。飛灰の処理について太平洋セメントさんとの具体的な話というのは、今までありませんでした。その方向に行くというのは、諸々の調整が必要ですし、当然、無料では無いと思いますので、二重に経費を払うことにもなりかねません。ですので、今契約している岩手沿岸南部クリーンセンターと、事業をこのまま継続していくのが、一番安価で安定したやり方だと捉えております。さらに、当組合の最終処分場は、58,000 m³の埋立能力があります。現在、そのうちの約50パーセントほどの埋立量でして、年数的には、これから約30年から35年ほど対応できる見込みとなっております。そのように、能力的にも十分余裕を有しておりますので、今のままの形態で事業を進めさせて頂きたいと考えております。

○議長（西風雅史君） 8番、森操君。

○8番（森操君） 今のご説明で、要するに地元で出たごみは最終処分を持ち帰るということなんですけれども、岩手沿岸南部クリーンセンターは新日鉄関連の会社だと思っておりますけれども、持ち帰る契約はあるとして、持ち帰る分の最終処分をですね、また別途に、飛灰の契約を出来るんじゃないかなと。持ち帰ったものはどう処分しようと、こちらの責任です。今までは埋設しているということなんだけれども、それを、費用とかはあるかもしれないけれども、セメントさんに最終処分してもらおうと。こういうやり方は、持ち帰るという責任の流れで、有り得るんじゃないかと。この検討をやるべきじゃないかと思うんですけれども。費用対効果ね。やっぱり堰堤とか、定期的な水質検査、放射性物質検査、費用が掛かってく

るわけで、そここのところを検討を再度やるべきじゃないかなというところを含めて質問いたします。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） 森議員が仰っている方向性については、岩手沿岸南部クリーンセンターの構成市町である5自治体と意見交換しながら、話題として共有したいと思います。ただし、それを具現化できるかと言えば、それは別の話になりますので、現状は現行の廃棄物の処理の仕方というところで進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（西風雅史君） 8番、森操君。

○8番（森操君） 今事務局から話がありましたけれども、そのやり方と言うけれども、広域の辺りに提案として上げるというようなお話がありましたけれども、ようするに費用対効果で、地元にあるインフラを使って、最終的にはミニマムに費用がなっていけばいい訳で、あとは灰を埋設するっていうのは、放射線とか水質とか害を与えるという前提の下で検査をするというね、そういう部分ですので、ぜひ、提案として上げて頂きたいということで、お願いして終わります。

○議長（西風雅史君） 副管理者。

○副管理者（神田謙一君） 私からお答えをさせて頂きたいと思います。一般的に飛灰の部分ですけれども、セメント原料として考えた時にですね、問題になるのは塩分なんですね。飛灰の中の。それを除去するのに、莫大なお金がかかるというようなことがあって、現実的には飛灰をセメント原料に使いにくいというのが一般的です。受入にあたってですね、やはり原料としての品質を担保しなきゃいけない。すると毎回納品する時の品物ですね、塩分含有含めですね、不純物が無いかとか、検査を頻繁にやらなきゃいけない。そういう部分があって、埋設の方になんというのかなが一般的な形になっています。今、ごみも変容してきているという部分では、いったんは森議員のおっしゃることも確認が必要かなと思うところはありますけれども、先ほど申しましたとおり塩分除去とは、多大な費用がかかるということで非現実的かなと。太平洋セメントさんも、今後の方針等々聞いておりますと、実はコンクリートの品質に関しましては、世界それぞれ基準がある。日本のコンクリートの質の基準というのは、世界トップクラスなのかというと、実はそうではない。海外に打って出なければいけないというところで、より精度を上げていかなきゃいけないという状況にあるそうでございます。そのようなところで、品質を担保するという、その安全性と、埋設に係るものの費用と、併せて考えていかなきゃならないというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西風雅史君） よろしいですか。以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第1号」について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「議案第1号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、議案第2号「令和7年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）を定めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、「議案第2号」についてご説明いたします。議案書の「議案第2号」をお開き願います。議案第2号 令和7年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計 補正予算、第3号を定めることについて。令和7年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計 補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、別冊の「令和7年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計補正予算（第3号）」により説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。令和7年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計補正予算第3号でございます。令和7年度 大船渡地区環境衛生組合の 一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算補正の総額から歳入歳出それぞれ723万3千円を減額し、歳入歳出予算補正の総額を歳入歳出それぞれ2億3,527万2千円とする。第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。款・項・補正額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金2,001万1千円の減。4款繰越金、1項繰越金1,277万8千円の増。次に歳出でございます。款・項・補正額の順に申し上げます。3款衛生費、1項清掃費、723万3千円の減。このことから、歳入歳出の合計額を歳入歳出とも2億3,527万2千円とするものでございます。

3 ページの補正予算に関する説明書でございますが、最初に6ページをお開き願います。3歳出でございます。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費につきまして、技労職員の人件費及びペットボトル事業の委託料を、それぞれ515万3千円、208万円と減額補正し分担金において調整するものでございます。前のページに戻りまして、5ページをお開き願います。2歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金につきまして、事務費分担金を2,001万1千円で減額し、4款1項1目繰越金を1,277万8千円と増額計上しております。その差額分723万3千円を減額補正するものでございます。なお、7ページの給与費明細書については、説明を省略いたします。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で、提出者の説明を終わります。次に、「議案第2号」について、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第2号」について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「議案第2号」は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これをもちまして、「令和8年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会」を閉会いたします。

本日は大変、ご苦労さまでした。

午後1時45分閉会

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員